

建設業とコンプライアンス ③

— マンション基礎杭工事問題に関し注意すべき建設業法上の法令 (1) —

公益財団法人 建設業適正取引推進機構

前回までは、コンプライアンスの状況、企業のコンプライアンスについて紹介してきましたが、今回からは、建設業法の規定に基づく適切な元下関係、現場施工を説明します。

近年、建設業法関係においてコンプライアンスの重大な事件といえ、平成26年11月に発覚した横浜市のマンション基礎杭工事問題です。この問題は、杭のデータ偽装だけにとどまらず、新たな事実が発覚するにつれ、建物の安全性、業界に対する信頼性を揺るがしました。この問題を受け、中央建設業審議会等の基本問題小委員会において、基礎杭工事問題の背景にあると考えられる元請下請の責任役割の明確化など建設業の構造的課題について、所要の対策の方向性を議論し、平成28年6月に中間とりまとめがなされ、現在も、検討が続いています。

この基礎杭問題については、1次下請、2次下請は、いずれも工事現場に専任の技術者を設置せず、一括下請をしたことについて、指示処分と営業停止処分(15日間)を受けました。また、元請は、そうした事実を認識しながら、指導・是正に努めることをせず、通報もしなかったとして元請責任が問われ指示処分を受けました。

そこで、今回は基礎杭問題に関連した法令順守について説明をしたいと思います。

まず、一括下請の禁止(建設業法第22条)です。工事の全部または、主たる部分を一括して他の者に請け負わせることは一括下請に当たり、禁止されています。

何が一括下請に当たるかは、実質的関与があるか否かがメルクマールとなります。

具体的には、①施工計画の作成②工程管理③品質管理④安全管理などについて自ら実際に行うことが必要です。

中間とりまとめを受け、国土交通省では、単に工場製品だけを扱う実質的に施工に携わらない企業を施工体制から排除し、不要な重層化を回避するため、元請、下請それぞれが果たすべき役割を具体的に定め一括下請禁止の判断基準を明確にした通知(平成28年10月14日付)を出したところですので、確認をお願いします。一括下請禁止については、基礎杭問題のように指示処分なしで営業停止処分等が科せられることがある重い規定です。

次に元請責任です。建設工事において、法令順守を徹底するため、特定建設業者に課せられているのが元請責任です。建設業法第24条の6により、特定建設業者は、建設業法等について末端までのすべての下請人に対する指導義務を負います。下請が応じない場合は行政庁へ通報し、違反是正に努めなければなりません。自分がやっていないからでは済まされません。注意が必要です。

今回は、マンション基礎杭工事問題に関連した現場施工関係の法令について説明します。

